

中央西地区第2ブロック街づくり協定

1 目的

この協定は、中央西地区の街づくりを進めるにあたり、関係権利者（土地所有者、借地人、借家人）の理解と協力により、街づくりに必要な事項を定め、住民相互に遵守し新しい街づくりを図ることを目的とする。

2 内容

(1) 建物の形態

ア 壁面の後退、1階の高さ

路線名		1階の壁面後退	2階以上の壁面後退	1階の高さ
本町渚線	伊勢町通り 16m道路沿線	3.0	2.0	2.7以上
	伊勢町通り 25m道路沿線	1.0		3.0 "
	巾 上 18m道路沿線	1.0		2.7 "
国府町本町線		1.0		2.7 "
松本駅本町線		1.0		2.7 "
区画道路1号線		1.0		2.7 "
松本駅北小松線		1.0		3.0 "
松本駅追分線		1.0		2.7 "

イ 建物の外観

(ア) 色彩

原色を避け、松本市都市景観条例による「大規模建物デザインマニュアル」を基調とする。

(イ) デザイン

通りの景観に配慮したものとする。

(ウ) 外壁材

通りの景観に配慮し違和感のある素材は使用しない。

ウ 看板・日よけ

(ア) 袖看板 個 数 1建物1道路につき1個

出 幅 壁面から1m以内

下 限 歩道上3m以上、車道上は4.7m以上

位 置 店舗正面の右側（本町通りは、店舗正面左側）

(イ) 軒下看板 個 数 1店舗1道路につき1個

- 下 限 2.5 m以上
- 形 状 できるだけ商店街毎に統一
- (ウ) 屋上看板 形 状 「大規模建築物デザインマニュアル」を基調とし横型とする。
- (I) 外壁看板 個 数 1店舗1道路につき1個
- (店名看板) 大きさ 縦幅1 m以内
- (オ) 置き看板 個 数 1店舗1道路につき1個
- 位 置 後退(セットバック)部分または公道にはみ出さない私有地
- (カ) 自立看板 個 数 1店舗1道路につき1個
- 位 置 後退(セットバック)部分
- 条 件 袖看板をつけた場合は、自立看板は設置しない。
- 3 mセットバック部分では、公道に面した2 m部分には設置しない。
- 高さは10 m以内とする。
- (キ) 日よけ 形 状 できるだけ商店街毎に統一
- 位 置 歩道隣接 出幅1.0 m以内 高さ2.5 m以上

エ シャッター・ショーウインドー

シャッターはできるだけシースルーとし、ショーウインドーにはできるだけ夜間照明を備える。

オ 共同建築の推進

土地の有効活用を図るため、できるだけ共同建築を進める。

(2) 建物の用途

1階はできるだけ店舗とし、上層部にはできるだけ住宅を設ける。

(3) 業種転換・新規出店

業種転換又は新規出店を計画する場合は、商店街の業種構成を魅力あるものとし、健全な商品またはサービスの提供に努め、暴力関係者は入れないようにする。

(4) 商店街の維持・管理

ア 各店舗前の歩車道の清掃、除草、除雪等は、関係権利者が、責任を持って行い、対応が困難な場合は町会等とすみやかに相談し、以後の解決を図る。

特に、せせらぎに水を流している期間中は、定期的に清掃を行い美化に努め、その水を利用して樹木等への灌水など、植栽の育成・維持管理を行なう。

イ ゴミは、決められた時間に、決められた場所へ整然と出すようにし、来訪者に不快感を与えないようにする。

ウ 駐輪は、歩道の利用・通行に支障ないように整理し、放置自転車については街づくり委員会と協議し対処する。

工 伊勢町2.5 m道路の7.5 mの歩道は、あくまで公園的な空間として、歩行者のための潤いと安らぎかつ安全性を与える空間と位置づけ、歩道内は車の進入のしない街づくりを基本とする。(車の進入を必要とする場合は、事前に「街づくりの委員会」と協議を行うも

のとする。)

オ 歩道上でのスケートボード等歩行者の往来に危険をもたらすもの及び、歩道破損の恐れのある用具の使用を禁止する。また、歩道内へのオートバイの乗り入れを一切禁止する。

(5) 後退（セットバック）部分の整備

後退（セットバック）部分は、公共歩道と同質のもので歩道と同一の高さで整備する。

3 隣地の相互使用

建物の建築等の場合には、隣接する者は相互に自己の土地の使用を認めるものとする。

4 協定の継続

この協定は、関係権利者が変わった場合にも、新たな権利者に効力を及ぼすものとする。

5 協定の成立

この協定は、当ブロックの関係者の8割の賛成をもって成立するものとする。

この協定の成立を証するため、下記の者が署名押印する。

協定日 平成12年 1月24日